

平成 26 年 8 月 27 日制定  
令和元年 11 月 27 日改正  
令和 3 年 1 月 8 日改正

## 広島国際大学における公的研究費の不正防止計画

不正使用発生要因を把握し、具体的な不正防止に対応するため、広島国際大学は、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定）に基づき、公的研究費の運営・管理を適正に行うために「不正防止計画」を策定、実施し、研究の信頼性と公平性および自由な研究活動の遂行を確保することに努める。

### 1. 研究費の使用ルール等に係る相談窓口の設置

研究費の使用ルール及び相談窓口、事務処理手続きについては、研究支援・社会連携センターにて実施する。

なお、研究費の取扱いに係る不正行為および不正使用に関する通報・相談窓口について、機関内外に対して本学ホームページより周知する。

### 2. 実施内容

#### (1) 機関内の責任体系の明確化

##### ①責任者と権限の明確化

最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者およびコンプライアンス推進副責任者を定め、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化する。

##### ②責任体系の機関内外への周知・公表

責任体系を大学のホームページにおいて学内外に周知・公表する。

#### (2) 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

##### ①規定に基づいた運用の実施

学園規定に定められた予算執行および管理に関するルールに従い運用するよう研究支援・社会連携センターが責任をもって管理を行う。

##### ②関係諸規定の見直し

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、各種規定の内容と業務の実態とが乖離していないかを照合し、必要に応じて現行規定の見直し、改正を行う。

##### ③研修会等の実施

研究者および事務職員に対し、コンプライアンス教育、研究費の取扱いに関するルー

ルの周知と研究倫理の啓蒙を図るため、研修会等を実施し、全学的な意識向上を図る。不正使用防止啓蒙活動として、不正使用等に関する掲載記事等を速やかに学内周知し、啓蒙活動に努める。

④物品の発注・納品確認を明確にする体制の整備

現場発注の発注権限や範囲等を明確にし、機関内に対して文書および説明会等による周知を実施する。

⑤誓約書の提出

研修会等を実施した際に、受講内容等を遵守することを意識付け、不正を起こさせないために理解度チェックや誓約書の提出を求める。

(3) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

①不正防止計画の策定

研究費の運営・管理について問題となりうる具体的な事項（リスク）、不正が発生する要因を洗い出し、不正防止計画を策定・管理する。

②不正防止計画の見直し

不正防止計画の自己点検を行い、不正が発生する要因および防止計画の見直しを行う。

③①、②に基づき、「不正の発生要因把握表」「具体的防止計画」にまとめ策定・管理に活用する。

(4) 研究費の適正な運営・管理活動

①関係諸規定の見直し

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、各種規定の内容と業務の実態とが乖離していないかを照合し、必要に応じて現行規定の見直し、改正を行う。

②書面監査および現物監査の実施

学長室は、適正な研究費の執行・管理の面から、書面監査を実施するとともに、換金性の高い消耗品および備品については、管理・保管の面より、現物監査を実施する。監査計画については、年度当初に年間スケジュールを計画し、関係部署と調整・連携し、実施する。

なお、現物監査は日程調整を行うが、対象の消耗品および備品は抜打ち監査とする。

③旅費支給方法

支給する旅費は全件、出張後に提出される報告書ならびに関連証憑書類を確認後、原則定額支給とする（希望する場合は実費支給可）。

なお、関連証憑書類については『物品等の検収マニュアル』のとおり提出とする。

④関係者の意識向上

広島国際大学における研究費の不正使用防止に関する規定（平成27年3月18日）第4条に基づき、本学に所属し、研究費を取扱う研究者および事務職員は、5年を超えない

期間ごとに研究費の執行等に関する不正防止のため大学が実施するコンプライアンス教育を受講する。

なお、コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握として、APRIN eラーニングプログラム受講後、修了証の提出を義務付ける。また、コンプライアンス推進責任者は修了証を受領後、実施状況等の結果をまとめ、統括管理責任者に報告する。

※修了証の発行は、プログラムの理解度テストにおいて 80 点以上を必要とするため、修了証が発行されるまで、繰り返し受講とする。

#### (5) 情報発信・共有化の推進

##### ①学内外への情報発信

本学における不正への取組に関する規定、方針等をホームページに掲載し、学内外に公表し周知を図る。

#### (6) モニタリングの在り方

##### ①内部監査室によるモニタリングの実施

常に効果的な検査方法を検討し、内部監査を実施する。

### 3. 不正防止計画の推進

不正防止計画を推進するため、研究倫理委員会が不正防止計画について点検・評価を行い、必要に応じて見直しを図る。